



宮 崎 県 公 報

令和3年1月21日(木曜日) 第 173 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

目 次

告 示

○県の指定金融機関等の名称、取扱店舗及び取扱事務の範囲を定める告示の一部を改正する告示……(財政課) 1	頁
○生活保護法に基づく指定医療機関の廃止の届出(福祉保健課) 1	
○生活保護法に基づく医療機関の指定……(") 1	
○救急病院の辞退……(医療業務課) 2	
○指定自立支援医療機関(育成医療及び更生医療)の指定……(障がい福祉課) 2	
○指定自立支援医療機関(精神通院医療)の指定(") 2	
○民有林の保安林の指定……(自然環境課) 2	

○計量器の定期検査に合格した計量器にはり付ける証紙の告示の廃止……(商工政策課) 2	
○道路の区域の変更(2件)……(道路保全課) 2	
○土砂災害警戒区域の指定……(砂防課) 3	
○土砂災害特別警戒区域の指定……(") 6	
○建築基準法に基づく道路の位置の指定……(建築住宅課) 7	

公 告

○大規模小売店舗の変更に関する届出……(商工政策課) 7	
○主要農作物等奨励品種の選定の廃止……(農産園芸課) 7	
○建設業法に基づく建設業者の許可の取消し……(管理課) 7	

収用委員会告示

○土地収用法施行令第5条第2項の規定による公示送達……8	
------------------------------	--

告 示

宮崎県告示第35号

県の指定金融機関等の名称、取扱店舗及び取扱事務の範囲を定める告示(平成16年宮崎県告示第21号)の一部を次のように改正し、令和3年4月1日から適用する。

令和3年1月21日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後																								
<p>3 収納代理金融機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>取扱店舗</th> <th>取扱事務の範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>[略]</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>宮崎県信用漁業協同組合連合会</td><td>[略]</td><td></td></tr> <tr><td>[略]</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	名称	取扱店舗	取扱事務の範囲	[略]			宮崎県信用漁業協同組合連合会	[略]		[略]			<p>3 収納代理金融機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>取扱店舗</th> <th>取扱事務の範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>[略]</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>九州信用漁業協同組合連合会</td><td>[略]</td><td></td></tr> <tr><td>[略]</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	名称	取扱店舗	取扱事務の範囲	[略]			九州信用漁業協同組合連合会	[略]		[略]		
名称	取扱店舗	取扱事務の範囲																							
[略]																									
宮崎県信用漁業協同組合連合会	[略]																								
[略]																									
名称	取扱店舗	取扱事務の範囲																							
[略]																									
九州信用漁業協同組合連合会	[略]																								
[略]																									

宮崎県告示第36号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和3年1月21日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所 在 地	廃止年月日
日南こみぞ眼科	日南市大字星倉1572-1	令和2年10月31日

ハロー薬局牟田町店	都城市牟田町28街区5号	令和2年12月5日
-----------	--------------	-----------

宮崎県告示第37号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和3年1月21日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
日南こみぞ眼科	日南市大字星倉1572-1	令和2年11月1日
ハロー薬局牟田町店	都城市牟田町25街区4号	令和2年12月6日

宮崎県告示第38号

次の医療機関は、令和3年1月1日付けで、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院を辞退した。

令和3年1月21日

宮崎県知事 河野俊嗣

名 称	所 在 地
藤元中央病院	宮崎市北川内町乱橋3584番地1

宮崎県告示第39号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、育成医療及び更生医療を行う指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

令和3年1月21日

宮崎県知事 河野俊嗣

名 称	所在地	担当する医療の種類	指 定 年 月 日
ハロー薬局 牟田町店	都城市	薬局	令和3年1月1日

宮崎県告示第40号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、精神通院医療を行う指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

令和3年1月21日

宮崎県知事 河野俊嗣

名 称	所在地	担当する医療の種類	指 定 年 月 日
かすが薬局	日南市	薬局	令和3年1月1日
ハロー薬局 牟田町店	都城市	薬局	令和3年1月1日

宮崎県告示第41号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

令和3年1月21日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 民有林の保安林の所在場所 日向市東郷町山陰字宮ヶ原乙3125-49（次の図に示す部分に限る。）、乙3129-2、乙3151-7
- 2 指定の目的 水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに日向市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第42号

計量器の定期検査に合格した計量器にはり付ける証紙（平成5年宮崎県告示第361号）は、廃止する。

令和3年1月21日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県告示第43号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和3年1月21日から同年2月4日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和3年1月21日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
28	県道	日南高岡線	宮崎市高岡町上倉永八久保国有林213林班こ小班から同市同町上倉永八久保国有林213林班こ小班まで	旧	15.1～15.6	16.0
				新	15.1～22.3	16.0

宮崎県告示第44号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和3年1月21日から同年2月4日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和3年1月21日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
28	県道	日南高岡	宮崎市高岡	旧	15.2～	15.4

	岡線	町上倉永八久保国有林 213林班こ小班から同市同町上倉永八久保国有林 213林班こ小班まで	15.8	
	新		18.6～23.7	15.4

宮崎県告示第45号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

令和3年1月21日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地区名	土砂災害警戒区域の溪流番号又は箇所番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
椎葉村	栗の尾	37-07	地滑り
	野地	37-08	地滑り
	榎峠	37-09	地滑り
	新下松尾	37-10	地滑り
	中の八重	37-11	地滑り
	松尾畑	37-12	地滑り
	堀の園	37-13	地滑り
	水越	37-17	地滑り
	入子蒔	37-26	地滑り
	狩底	37-27	地滑り
	川の口下	37-28	地滑り
	岩尾谷川-新①	09-430-1-031-新①	土石流
	ロクロ谷川	09-430-1-032	土石流
	ロクロ谷川-新①	09-430-1-032-新①	土石流

竹の八重谷川	09-430-1-042	土石流
鳥の巣谷川	09-430-2-007-新①	土石流
雨木谷川	09-430-2-008	土石流
雨木谷川1	09-430-2-009	土石流
川の口谷川-新①	09-430-2-010-新①	土石流
川の口谷川-新②	09-430-2-010-新②	土石流
川の口谷川-新③	09-430-2-010-新③	土石流
川の口谷川-新④	09-430-2-010-新④	土石流
小崎谷川	09-430-2-011	土石流
雨木谷川2-新①	09-430-2-012-新①	土石流
財木谷川1	09-430-2-036	土石流
中尾谷川	09-430-2-053	土石流
佐土の谷川	09-430-2-053-新①	土石流
竹の八重	I-1-1395	急傾斜地の崩壊
竹の八重-新①	I-1-1395-新①	急傾斜地の崩壊
竹の八重-新②	I-1-1395-新②	急傾斜地の崩壊
竹の八重-新③	I-1-1395-新③	急傾斜地の崩壊
竹の八重-新④	I-1-1395-新④	急傾斜地の崩壊
竹の八重-新⑤	I-1-1395-新⑤	急傾斜地の崩壊
竹の八重-新⑥	I-1-1395-新⑥	急傾斜地の崩壊

竹の八重-新⑦	I-1-1395-新⑦	急傾斜地の崩壊	戸屋の尾-1-新①	I-1-3544-新①	急傾斜地の崩壊
竹の八重-新⑧	I-1-1395-新⑧	急傾斜地の崩壊	戸屋の尾-1-新②	I-1-3544-新②	急傾斜地の崩壊
岩屋戸下	I-1-1396	急傾斜地の崩壊	戸屋の尾-1-新③	I-1-3544-新③	急傾斜地の崩壊
新下松尾-新①	I-1-1398-新①	急傾斜地の崩壊	戸屋の尾-1-新④	I-1-3544-新④	急傾斜地の崩壊
佐土の谷	I-1-2129	急傾斜地の崩壊	戸屋の尾-1-新⑤	I-1-3544-新⑤	急傾斜地の崩壊
佐土の谷-新①	I-1-2129-新①	急傾斜地の崩壊	狩底-1	I-1-3545	急傾斜地の崩壊
佐土の谷-新②	I-1-2129-新②	急傾斜地の崩壊	藪の内-4	II-1-7204	急傾斜地の崩壊
佐土の谷-新③	I-1-2129-新③	急傾斜地の崩壊	藪の内-4-新①	II-1-7204-新①	急傾斜地の崩壊
佐土の谷-新④	I-1-2129-新④	急傾斜地の崩壊	つづら-1	II-1-7206	急傾斜地の崩壊
佐土の谷-新⑤	I-1-2129-新⑤	急傾斜地の崩壊	つづら-2	II-1-7207	急傾斜地の崩壊
岩男	I-1-3540	急傾斜地の崩壊	石原-1	II-1-7279	急傾斜地の崩壊
岩男-新①	I-1-3540-新①	急傾斜地の崩壊	石原-1-新①	II-1-7279-新①	急傾斜地の崩壊
岩男-新②	I-1-3540-新②	急傾斜地の崩壊	石原-1-新②	II-1-7279-新②	急傾斜地の崩壊
岩男-新③	I-1-3540-新③	急傾斜地の崩壊	石原-1-新③	II-1-7279-新③	急傾斜地の崩壊
岩男-新④	I-1-3540-新④	急傾斜地の崩壊	石原-1-新④	II-1-7279-新④	急傾斜地の崩壊
岩男-新⑤	I-1-3540-新⑤	急傾斜地の崩壊	石原-1-新⑤	II-1-7279-新⑤	急傾斜地の崩壊
岩男-新⑥	I-1-3540-新⑥	急傾斜地の崩壊	石原-1-新⑥	II-1-7279-新⑥	急傾斜地の崩壊
岩男-新⑦	I-1-3540-新⑦	急傾斜地の崩壊	石原-1-新⑦	II-1-7279-新⑦	急傾斜地の崩壊
岩男-新⑧	I-1-3540-新⑧	急傾斜地の崩壊	石原-1-新⑧	II-1-7279-新⑧	急傾斜地の崩壊
栗の尾-1	I-1-3541	急傾斜地の崩壊	石原-1-新⑨	II-1-7279-新⑨	急傾斜地の崩壊
栗の尾-1-新①	I-1-3541-新①	急傾斜地の崩壊			
戸屋の尾-1	I-1-3544	急傾斜地の崩壊			

石原 - 2	II - 1 - 7280	急傾斜地の崩壊	栗の尾 - 2	II - 1 - 7291	急傾斜地の崩壊
石原 - 2 - 新①	II - 1 - 7280 - 新①	急傾斜地の崩壊	栗の尾 - 3	II - 1 - 7292	急傾斜地の崩壊
石原 - 2 - 新②	II - 1 - 7280 - 新②	急傾斜地の崩壊	栗の尾 - 3 - 新①	II - 1 - 7292 - 新①	急傾斜地の崩壊
石原 - 2 - 新③	II - 1 - 7280 - 新③	急傾斜地の崩壊	栗の尾 - 4	II - 1 - 7293	急傾斜地の崩壊
ロクロ - 新①	II - 1 - 7281 - 新①	急傾斜地の崩壊	栗の尾 - 5	II - 1 - 7294	急傾斜地の崩壊
岩屋戸	II - 1 - 7282	急傾斜地の崩壊	栗の尾 - 5 - 新①	II - 1 - 7294 - 新①	急傾斜地の崩壊
上松尾	II - 1 - 7283	急傾斜地の崩壊	栗の尾 - 5 - 新②	II - 1 - 7294 - 新②	急傾斜地の崩壊
上松尾 - 新①	II - 1 - 7283 - 新①	急傾斜地の崩壊	畑 - 1	II - 1 - 7295	急傾斜地の崩壊
上松尾 - 新②	II - 1 - 7283 - 新②	急傾斜地の崩壊	畑 - 1 - 新①	II - 1 - 7295 - 新①	急傾斜地の崩壊
榎木峠 - 2	II - 1 - 7285	急傾斜地の崩壊	畑 - 2	II - 1 - 7296	急傾斜地の崩壊
榎木峠 - 2 - 新①	II - 1 - 7285 - 新①	急傾斜地の崩壊	畑 - 2 - 新①	II - 1 - 7296 - 新①	急傾斜地の崩壊
榎木峠 - 2 - 新②	II - 1 - 7285 - 新②	急傾斜地の崩壊	畑 - 2 - 新②	II - 1 - 7296 - 新②	急傾斜地の崩壊
唾谷 - 1 - 新①	II - 1 - 7286 - 新①	急傾斜地の崩壊	畑 - 2 - 新③	II - 1 - 7296 - 新③	急傾斜地の崩壊
唾谷 - 1 - 新②	II - 1 - 7286 - 新②	急傾斜地の崩壊	鳥の巣 - 1	II - 1 - 7297	急傾斜地の崩壊
唾谷 - 2	II - 1 - 7287	急傾斜地の崩壊	鳥の巣 - 2	II - 1 - 7298	急傾斜地の崩壊
唾谷 - 2 - 新①	II - 1 - 7287 - 新①	急傾斜地の崩壊	鳥の巣 - 2 - 新①	II - 1 - 7298 - 新①	急傾斜地の崩壊
唾谷 - 2 - 新②	II - 1 - 7287 - 新②	急傾斜地の崩壊	鳥の巣 - 3	II - 1 - 7299	急傾斜地の崩壊
唾谷 - 3 - 新①	II - 1 - 7288 - 新①	急傾斜地の崩壊	鳥の巣 - 4	II - 1 - 7300	急傾斜地の崩壊
中尾 - 1	II - 1 - 7289	急傾斜地の崩壊	鳥の巣 - 5	II - 1 - 7301	急傾斜地の崩壊
中尾 - 2	II - 1 - 7290	急傾斜地の崩壊	鳥の巣 - 5 - 新①	II - 1 - 7301 - 新①	急傾斜地の崩壊
			川の口 - 1 - 新①	II - 1 - 7321 - 新①	急傾斜地の崩壊
			川の口 - 1 - 新②	II - 1 - 7321 - 新②	急傾斜地の崩壊

川の口-1 -新③	II-1-7321-新③	急傾斜地の崩壊	臼木俣-2	II-1-7327	急傾斜地の崩壊
川の口-1 -新④	II-1-7321-新④	急傾斜地の崩壊	臼木俣-3	II-1-7328	急傾斜地の崩壊
川の口-2 -新②	II-1-7322-新②	急傾斜地の崩壊	臼木俣-3 -新①	II-1-7328-新①	急傾斜地の崩壊
戸屋の尾- 2	II-1-7323	急傾斜地の崩壊	臼木俣-3 -新②	II-1-7328-新②	急傾斜地の崩壊
狩底-2	II-1-7324	急傾斜地の崩壊	臼木俣-3 -新③	II-1-7328-新③	急傾斜地の崩壊
狩底-2- 新①	II-1-7324-新①	急傾斜地の崩壊	臼木俣-3 -新④	II-1-7328-新④	急傾斜地の崩壊
狩底-2- 新②	II-1-7324-新②	急傾斜地の崩壊	春 向	II-1-7329	急傾斜地の崩壊
狩底-2- 新③	II-1-7324-新③	急傾斜地の崩壊	水越-1	II-1-7347	急傾斜地の崩壊
狩底-2- 新④	II-1-7324-新④	急傾斜地の崩壊	水越-1- 新①	II-1-7347-新①	急傾斜地の崩壊
狩底-2- 新⑤	II-1-7324-新⑤	急傾斜地の崩壊	水越-2	II-1-7348	急傾斜地の崩壊
狩底-2- 新⑥	II-1-7324-新⑥	急傾斜地の崩壊	新下松尾	II-2-0057	急傾斜地の崩壊
狩底-2- 新⑦	II-1-7324-新⑦	急傾斜地の崩壊	新下松尾- 新①	II-2-0057-新①	急傾斜地の崩壊
狩底-2- 新⑧	II-1-7324-新⑧	急傾斜地の崩壊	新下松尾- 新②	II-2-0057-新②	急傾斜地の崩壊
狩底-3	II-1-7325	急傾斜地の崩壊	新下松尾- 新③	II-2-0057-新③	急傾斜地の崩壊
狩底-3- 新①	II-1-7325-新①	急傾斜地の崩壊	新下松尾- 新④	II-2-0057-新④	急傾斜地の崩壊
狩底-3- 新②	II-1-7325-新②	急傾斜地の崩壊	新下松尾- 新⑤	II-2-0057-新⑤	急傾斜地の崩壊
狩底-3- 新③	II-1-7325-新③	急傾斜地の崩壊			
臼木俣-1	II-1-7326	急傾斜地の崩壊			
臼木俣-1 -新①	II-1-7326-新①	急傾斜地の崩壊			

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び宮崎県日向土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第46号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

令和3年1月21日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地区名	土砂災害特別警戒区域の渓流番号又は箇所番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
椎葉村	岩尾谷川一新①	09-430-1-031-新①	土石流
	鳥の巣谷川	09-430-2-007-新①	土石流
	川の口谷川一新①	09-430-2-010-新①	土石流
	川の口谷川一新③	09-430-2-010-新③	土石流
	雨木谷川2一新①	09-430-2-012-新①	土石流
	財木谷川1	09-430-2-036	土石流
	中尾谷川	09-430-2-053	土石流

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び宮崎県日向土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第47号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

令和3年1月21日

宮崎県知事 河野俊嗣

指定番号	申請者氏名	位置	道路の概要(メートル)		指定年月日
			幅員	延長	
(串間)2020-2	矢野美智子 原口リツ子	串間市大字西方字 銭亀8953番3、89 54番3、8953番3 地先農道の一部、 8954番3地先農道 の一部	4.01	30.84	令和3 年1月 6日
			6.11	5.73	

公 告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

令和3年1月21日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドラッグコスモス木脇店

東諸県郡国富町大字木脇 763-1

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭

福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号第一福岡ビルS館4階

3 変更した事項

大規模小売店舗の名称

(変更前) (仮称)ドラッグコスモス国富店

(変更後)ドラッグコスモス木脇店

4 変更の年月日

令和2年11月28日

5 変更する理由

店舗名称変更のため

6 届出年月日

令和2年12月23日

7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

令和3年1月21日から令和3年5月21日まで

8 意見書の提出先及び期間

(1) 提出先

宮崎県商工観光労働部商工政策課

(2) 期間

令和3年1月21日から令和3年5月21日まで

9 意見書の記載事項

意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

次のとおり、水陸稲の奨励品種の選定の廃止をした。

令和3年1月21日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 奨励品種の選定の廃止をした年月日

令和2年12月23日

2 奨励品種としての選定を廃止したもの

品種名

きらり宮崎(早期水稲・うるち種)

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項の規定により、建設業者許可を次のとおり取り消した。

令和3年1月21日

宮崎県知事 河野俊嗣

処分を受けた建設業者				処分の内容		処分の原因となつた事実	処分をした年月日
許可番号	商号又は名称	代表者の氏名	主たる営業所の所在地	許可の区分	取り消した業種		
宮崎県知事許可(般-27)第8781号	前畑造園	前畑 光明	宮崎県都城市関之尾町5129	一般	造園工事業	令和2年12月4日付けで廃業した旨の届け	令和2年12月4日(全廃業)
宮崎県知事許可(般-27)第10278号	森岡産業(株)	森岡 政江	宮崎県えびの市大字大明司2179-1	一般	建築工事業	令和2年12月18日付けで廃業した旨の届け	令和2年12月18日(全廃業)
宮崎県知事許可(般-28)第11464号	(有)三友建設	川畑 文隆	宮崎県西都市大字三宅4523-11	一般	土木工事業、とび・土工工事業、舗装工事業	令和2年12月22日付けで廃業した旨の届け	令和2年12月22日(全廃業)
宮崎県知事許可(般-29)第11582号	(有)アステック宮崎	日高 尚哉	宮崎県児湯郡新富町大字新田2280-8	一般	土木工事業、左官工事業、とび・土工工事業、屋根工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業	令和2年12月21日付けで廃業した旨の届け	令和2年12月21日(全廃業)
宮崎県知事許可(般-28)第3896号	(有)福島組	福島 正盛	宮崎県都城市南横市町7825-2	一般	管工事業	令和2年12月25日付けで廃業した旨の届け	令和2年12月25日(一部廃業)
宮崎県知事許可(般-28)第12217号	東栄建設(株)	小野 陽平	宮崎県延岡市新浜町1-8935-83	一般	建築工事業	令和2年12月22日付けで廃業した旨の届け	令和2年12月22日(一部廃業)

収用委員会告示

宮崎県収用委員会告示第1号

土地収用法施行令(昭和26年政令第342号)第5条第2項の規定により、次のとおり公示送達を行う。

令和3年1月21日

宮崎県収用委員会

公示送達

土地収用法(昭和26年法律第219号)第66条第3項の規定により、下記1の者に送達すべき下記2の書類は、当収用委員会事務担当課(宮崎県県土整備部用地対策課)において保管してあるので、出頭の上その交付を受けてください。

記

1 送達を受けるべき者の氏名及び住所

氏名	住所
川 添 フサ子	住所及び常居所不明 ただし、判明した最後の住所 宮崎郡清武町大字今泉乙63番地
矢 野 アサ子	住所及び常居所不明 ただし、判明した最後の住所 東京都府中市本宿3747番地
大 脇 銀袈裟	住所及び常居所不明 ただし、登記簿上の住所 日南市大字伊比井2803番地

2 送達すべき書類

令和3年1月15日付け宮収第28-2号の書類(令1宮収裁第1号(一般国道220号改築工事(日南防災「北区間」・宮崎県宮崎市大字内海字大園地内から日南市大字伊比井字永迫地内まで及び同市大字伊比井字後浦地内から同市大字伊比井字坂口地内まで)並びにこれに伴う附帯工事、市道付替工事及び二級河川改修工事)収用裁決事件に係る裁決書)

(注意)上記書類を受領されないときは、令和3年2月11日をもってその書類の送達があったものとみなされます。